

共同募金のしくみ Q&A

こんな質問があったら…

Q. 共同募金はなぜ、目標額があるのですか？

A. 共同募金は、事前に県内の民間福祉施設や社会福祉団体等から、活動のための資金ニーズを取りまとめ、地域ごとの計画(使いみちの額)を定めて、寄付を募るしくみです。これを「計画募金」と呼び、その計画額を「目標額」として行う募金です。

Q. 共同募金の「目安額」とはなんですか？

A. 共同募金会では、「目安額」を達成するため、「目安額」を示している市町村もあります。これは「どれだけ協力したらいいですか」と聞かれた場合に、わかりやすくするために「目安額」として提示するもので、決して強制するものでも割り当てるものでもありません。寄付は自由意志に基づくものですから、目安額はあくまで目安に過ぎません。寄付者が納得して、妥当と考える金額を寄付していただくことをお願いしています。

Q. 共同募金の活動経費は、どのようになっているのですか？

A. 共同募金運動を行うに当たっての広報費(赤い羽根、募金箱、ポスター、チラシなど広報資材の購入や作成)や研修会の開催費などに必要な経費や事務費については、募金額のおおよそ1割程度に収めるよう努めています。

Q. 共同募金は大きな災害が発生したときにも活用されると聞いたのですが…？

A. 共同募金会では、大規模な災害が起こった場合に備えて、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この災害等準備金は、災害時の被災者支援のための炊き出し活動や、災害ボランティアセンターの設置など、被災地におけるさまざまなボランティア活動資金として使われます。

Q. 共同募金への寄付には、税制上の優遇措置があると聞いたのですが…？

A. 共同募金会は、税制上、国および地方公共団体と同じように、寄付に対する「優遇措置団体」になっています。領収書を添付して確定申告をすることにより、税制上の優遇措置が受けられます。

Q. 共同募金は地域でどのように使われていますか？

A. 共同募金は、高齢者のサロンや子ども食堂の運営など地域のボランティア活動から、障がい者の共同作業所の車両の整備や社会福祉施設の改修まで、さまざまな民間の地域福祉活動を支援するために使われています。また、コロナ禍で生活が困窮した世帯への食の提供や孤立しがちな高齢者に対する見守り活動、地域住民や福祉施設を利用する人たちへの感染予防策など、コロナ禍での緊急支援にも使われています。



社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
TEL 029-241-1037 E-mail : iba-cc@atlas.plala.or.jp

詳細は県共同募金会またはお住まいの市町村の共同募金委員会へお問合せください。
※共同募金委員会は、各市町村社会福祉協議会に設置されています。



令和3年度 募金ボランティアの手引き

「困ったときはお互いさま」の精神から始まった赤い羽根の共同募金運動は、今年で74回目を迎えます。共同募金運動は、県民の皆さまの温かいご理解と募金ボランティアの皆さまのお力添えによって進められています。今年も10月1日から共同募金運動が始まります。この手引書に共同募金の基本的な事項や茨城県の募金目標額および助成計画(使いみち)等をまとめましたので、募金活動の参考資料としてご活用ください。



ボランティアの皆さまへ

新型コロナウイルス感染症流行に伴う影響で、人と人が距離を取ることで、接触する機会を減らすことが求められている中、地域では孤立や孤独の問題が深刻化しやすい状況が生まれています。共同募金会では、コロナ禍でも「つながりをたやさない社会づくり」をテーマに活動し、困窮や孤立などの新たな課題の解決に向けた支援にも継続的に取り組んでいます。コロナ状況下においても活動にご協力いただくボランティアの皆さまに、あらためて心から感謝申し上げますとともに、募金活動の際には感染対策に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。



感染防止対策

募金活動を行う際のお願い



健康管理の徹底

身体の状態が以下の項目に一点でも当てはまる場合は、活動の参加を控えてください。

- 発熱や風邪の症状がある場合、体調がよくない場合
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方が出た場合



手洗い・手指消毒の励行

活動前、活動中、活動後は石けんでの手洗いとアルコール等での手指の消毒を徹底されるようご配慮ください。



対人距離の確保

募金活動の際には、以下の項目にご留意のうえ飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることに配慮ください。

- マスクの着用
- 大声での会話の禁止
- 対人距離の確保



衛生管理

募金箱をはじめとする共用資材は、募金活動の最中も、定期的に消毒が行われるようご配慮ください。

赤い羽根共同募金

あなたと私は、赤い羽根でつながっている。



赤い羽根 IBARAKI

共同募金の種類

共同募金には大きく分けて「一般募金」、「歳末たすけあい募金」、「テーマ型募金」があります。

一般募金

※「一般募金」は「赤い羽根募金」という場合もあります。

社会福祉団体や社会福祉施設の事業活動費、市町村の地域福祉活動費、募金の管理・運営費として使われます。災害時には、被災地支援活動にも使われます。

歳末たすけあい募金

●地域歳末たすけあい募金
歳末時期に行う社会福祉活動に助成する募金です。新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方に使われます。

●NHK歳末たすけあい
日本放送協会（NHK）と共催で実施し、主に民間社会福祉施設利用者のために使われます。

テーマ型募金

支援する福祉課題（テーマ）を定め、その課題解決に取り組む団体等が募金活動を実施します。



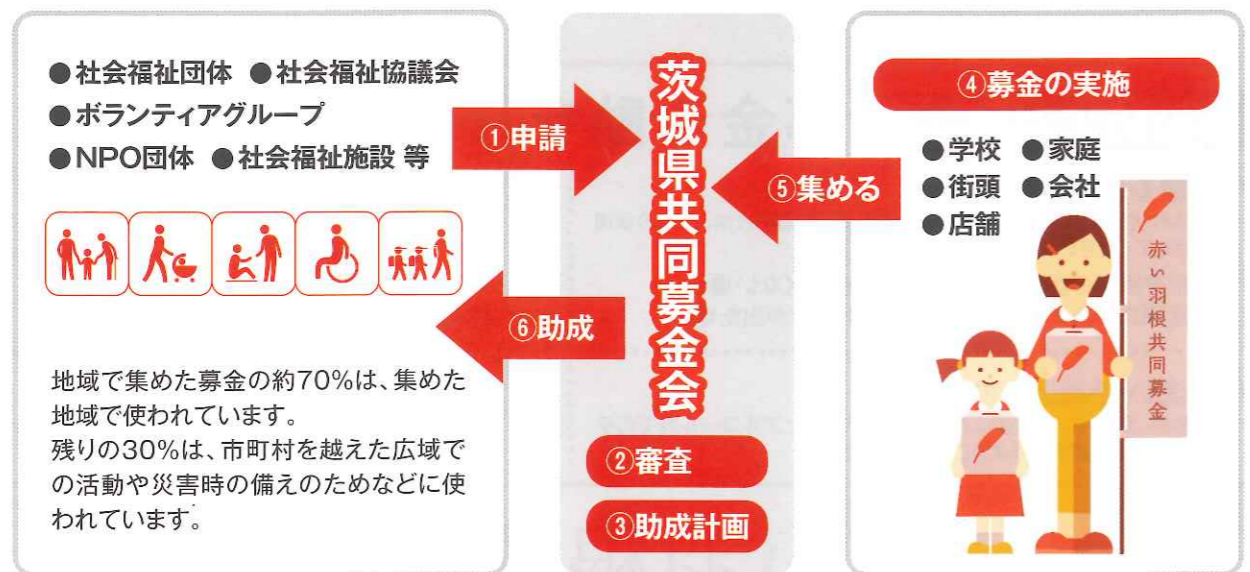
共同募金の流れ



- 共同募金は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、募金と助成の計画を立てて共同募金ボランティアの皆さまにご協力をいただき募金活動を展開します。
- 毎年、助成をした施設や団体を訪問し、助成金の使いみちを調査しています。



共同募金のしくみ



令和3年度茨城県の募金目標額と使いみち

令和3年度 募金目標額 **5億4,110万円**

(昨年度募金総額 5億3,599万8,789円)

【目標額の内訳】

募金の種類	目標額(円)
一般募金(赤い羽根募金)	366,337,000円
歳末たすけあい募金	160,938,000円
NHK歳末たすけあい	10,100,000円
テーマ型募金	3,725,000円
合計	541,100,000円



詳細は
本会ホームページを
ご覧ください。

<http://www.akaihane-ibaraki.jp>

赤い羽根 いばらき

検索



【使いみち】

区分	目標額(円)	使いみちの例
高齢者支援のために	149,606,267円	ひとり暮らし高齢者の引きこもりをなくすための見守り・訪問活動など
障がい者支援のために	50,360,590円	障がい者の日常生活の援助や社会参加、就労を支援するための活動など
子どもたちの支援のために	45,975,503円	育児相談など子育て家庭を支える活動や、子どもが安心して遊べる広場を整備する活動など
生活課題の解決やまちづくりのために	222,763,140円	子どもの貧困など社会課題を解決するための活動のほか、災害・防災の啓発活動など
災害支援活動のための積立金に	16,233,000円	大規模災害発生時における被災地の救援活動や復旧支援活動
募金運動の経費や管理費に	56,161,500円	共同募金運動の活動費(広報費・事務費など)
合計	541,100,000円	

共同募金は、じぶんの町を良くする活動を応援して、ひとりでも多くの人に寄り添います。



高齢者を地域で見守り、支える活動

支援が必要なひとり暮らし高齢者等を、近隣住民や民生委員、地区の福祉関係者等が定期的に訪問し、安否確認や日常生活の支援を行いました。



社会福祉法人 日上市社会福祉協議会



障がい者の社会参加や就労を支援する活動

利用者の日々の送迎や日中活動での移動の際に使用する福祉車両を整備しました。外出の機会も増え、利用者の活動の幅も広がりました。



NPO法人 チェリー館(ひたちなか市)



コロナ禍での子どもと家庭を支援する活動

守谷ライオンズクラブと共催で、コロナ禍で生活が困窮しているひとり親世帯へ、お米やお餅、レトルト食品などの食糧支援を行いました。



社会福祉法人 守谷市社会福祉協議会



令和3年度

赤い羽根共同募金 寄付者名簿

募金活動をする際のお願い

- ① この名簿は、共同募金会に寄付額等を報告するために用いるものです。
- ② 記載いただいた個人情報は、募金活動以外には使用いたしません。名簿を取扱う方におかれても、他人に見せることがないようにお願いします。
- ③ 匿名を希望する寄付者の方については、名簿へ「匿名」と記載願います。

町・班 区 域 名		募金取扱者名			
No.	お名前	ご寄付額	No.	お名前	ご寄付額
1		円	26		円
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

赤い羽根 IBARAKI 名 円



赤い羽根 IBARAKI

意志のあるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金



令和3年度 茨城県目標額



5億4,110万円

一般募金(赤い羽根募金)

3億6,633万7,000円

歳末たすけあい募金

1億6,093万8,000円

NHK 歳末たすけあい

1,010万円

テーマ型募金

372万5,000円



募金運動期間 10/1~3/31

一般募金(赤い羽根募金)運動 10/1~12/31まで

歳末たすけあい募金運動 12/1~12/31まで

NHK 歳末たすけあい運動 12/1~12/25まで

テーマ型募金運動 1/1~ 3/31まで

共同募金は、じぶんの町を良くする活動を応援しています。



赤い羽根の募金は、地域の皆さまからお預かりした大切な募金です。その募金を地域の福祉活動に役立てるため、「コロナ禍でもつながりをたやさない社会づくり」をめざして、じぶんのまちを良くする活動を積極的に応援します。

令和3年度 募金の使いみち

高齢者支援のために



ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や引きこもりをなくすための生きがいつくり活動、見守り・訪問活動などに役立てられます。

149,606,267円

障がい者支援のために



障がい者が地域で安心・安全に暮らすための日常生活の援助や、障がい者の社会参加・就労を支援する活動に役立てられます。

50,360,590円

子どもたちの支援のために



育児相談や子育ての不安・悩みの解消を図るための交流活動、サロンの設置のほか、子どもたちが安心して遊べる広場や施設を整備する活動に役立てられます。

45,975,503円

生活課題の解決やまちづくりのために



こどもの貧困など社会的課題を解決するための活動のほか、災害・防犯の啓発活動や福祉・防災ボランティアを養成する活動に役立てられます。

222,763,140円

災害時の支援活動のための積立金に



大規模災害への備えとして、募金額の一部を積み立てています。この積立金は、災害が発生した際の被災地支援に役立てられます。

16,233,000円

募金活動の経費や管理費に



共同募金運動の活動費に使われます(広報費、事務費など)。

56,161,500円

募金の約7割は、あなたの町を良くするために使われています。

約3割は、市町村を超えた広域での活動や災害への備えとして使われます。

社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館内 TEL 029-241-1037

令和3年度 茨城県の募金目標額

5億4,110万円

募金目標額の内訳

一般募金(赤い羽根募金)	3億6,633万7,000円
歳末たすけあい募金	1億6,093万8,000円
NHK歳末たすけあい	1,010万円
テーマ型募金	372万5,000円

赤い羽根共同募金は、コロナ禍でもつながりをたやさない社会づくりをめざして活動しています。

AKAIHANE IBARAKI 共同募金の取り組み

共同募金は、県内の市町村社会福祉協議会や社会福祉施設、地域のボランティア活動を行う団体などを通じて、高齢者、ひとり親家庭、障がいのある方などへの支援を行っています。また、一昨年本県を襲った台風19号のような大規模災害での被災地支援にも活用されています。このほか、新型コロナウイルス感染症流行の長期化により、日常生活に困難を抱える人たちへの支援活動も継続して行っています。

共同募金は、じぶんの町を良くする活動を積極的に応援して、ひとりでも多くの人に寄り添います。

コロナ禍での感染対策支援



学校消毒ボランティア活動

コロナ禍でもつながりをたやさないために



LINE講座によるオンライン交流

障がい者の就労支援



作業所の備品整備

コロナ禍での子どもと家庭緊急支援



子育て世帯へ食糧支援

こどもの居場所づくり



子ども食堂の運営支援

高齢者の日常生活支援



送迎車で買い物等外出のサポート



募金活動は、十分なコロナ感染対策を行って実施します。



各世帯への赤い羽根の配布を終了します。



いつも赤い羽根共同募金にご協力を賜りお礼申し上げます。これまで戸別募金の際に赤い羽根を配布してきましたが、最近、「羽根の経費の分も困っている人のために有効に使ってほしい。」とのご意見をいただくことが増えてきました。皆様から寄せられたご意見をもとに検討した結果、このたびのコロナ禍による社会情勢の変化なども踏まえ、各世帯への赤い羽根の配布は終了させていただくことといたしました。なお、赤い羽根は共同募金のシンボルとして、街頭で行う募金活動などで引き続き活用させていただきます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



赤い羽根共同募金

10月1日から赤い羽根の共同募金運動が始まります。皆さまのご協力をお願いします。

あなたと私は、赤い羽根でつながっている。



- 赤い羽根募金運動 10/1 ~ 12/31 まで
- NHK歳末たすけあい 12/1 ~ 12/25 まで
- 歳末たすけあい募金運動 12/1 ~ 12/31 まで
- テーマ型募金運動 1/1 ~ 3/31 まで

スマホからも募金できます。



赤い羽根共同募金

意志あるお金、募金のチカラ。



社会福祉法人 茨城県共同募金会

〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館内 TEL 029-241-1037

赤い羽根 IBARAKI

共同募金は大規模災害が発生した際の被災地支援にも役立てられます。



「サロン」は、みんなが集まることで元気を分け合い、絆を深めることができる地域の居場所です。
※写真は「子育てサロン」のひとつコマです。



「わくわく事業推進サポーター制度」への登録で、名所見学・自然探訪など、バスの旅で交流をしています。



長年培った豊富な知識・経験・技能・技術をお持ちの60歳以上の方が、「茨城シニアマスター」として活躍しています。



就職支援講座「ふくし職働」では、福祉の仕事に活かせる実践的なスキル取得に関する講座を開催しています。

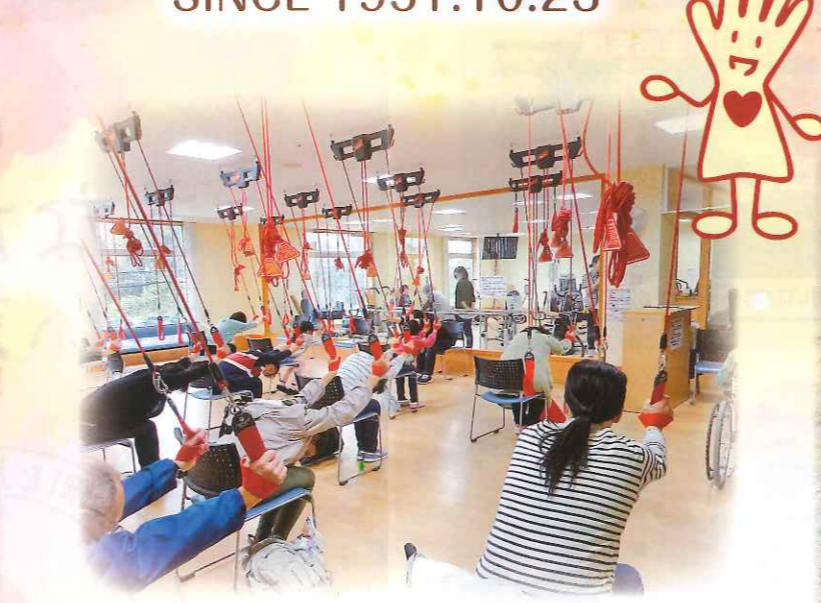
地域とともに70周年

これからも皆様と一緒に歩んでいきます

SINCE 1951.10.23



市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて使用するスコップ等を保管するストックヤードを、地域の皆様の協力により、県内9箇所に設置しています。



次世代を担う小・中学生やその保護者を対象とした「福祉の魅力発見ツアー」など、施設訪問や福祉体験で福祉の魅力を体感していただいています。



コロナに負けるな！就労支援事業所を応援しています。



大洗町の令和3年度共同募金目標額と使いみち

令和3年度募金目標額

2,851,000 円



◎共同募金運動におきましては、だれもが生活しやすい福祉社会の推進をするために、地域における様々な福祉活動を資金面から支援します。

事業名	目標額	事業内容
1. 地域の民間社会福祉団体・施設や特定非営利活動法人等の地域福祉活動事業費及び施設整備費	551,000円	・ 地域の社会福祉団体の行う児童、障がい者、高齢者などを支援する地域福祉活動事業費へ助成金。 ・ 県内の高齢者施設・保育所などに助成金。
2. 高齢福祉事業	360,000円	・ 高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブへの助成金 ・ シルバービューティーサービス
3. 障害福祉事業	100,000円	・ 障害者各団体への助成金
4. 児童福祉事業	350,000円	・ 青少年相談員連絡協議会・子供会育成連合会への助成金 ・ 子育て支援券の発行 ・ ボランティア協力校への助成金
5. ボランティア事業	380,000円	・ ボランティア養成講座やボランティア活動保険料 ・ ボランティア連絡協議会やボランティア団体への助成金
6. 福祉育成事業	1,110,000円	・ 心配ごと無料弁護士相談 ・ 広報誌「社協だより」の発行 ・ 大洗健康福祉・長寿まつりの開催 ・ 民生委員児童委員協議会・遺族会への助成金
合計	2,851,000円	

※今年度集まった募金は、令和4年度の上記事業に使用させていただく予定です。

助成事業紹介

令和2年度に皆様からご協力をいただきました募金は、今年度の身近な地域福祉活動に使われています。その活動の一部をご紹介します。

《心配ごと無料弁護士相談》

大洗町社会福祉協議会では、毎月第1金曜日の午後、弁護士を招いて法律に関する相談会を開催しています。

料金は無料ですが事前予約が必要です。（開催日が変更になる場合がありますので、予約の際はご確認ください。）

秘密は厳守されますので安心してご相談ください。

大洗町
心配ごと
相談所

歳末たすけあい運動 援護金配分申請が始 まります。

10月1日(金)～10月29日(金)
午前8時30分～午後5時30分まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く

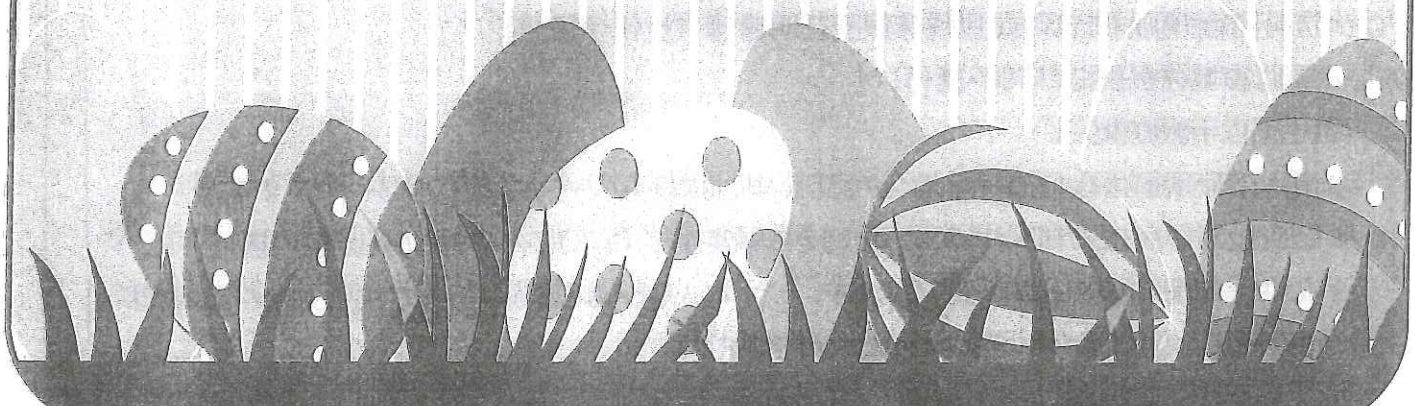
歳末たすけあい運動は、新たな年を迎える時期に支援を必要としている町民が安心して暮らすことができるよう実施している募金です。

支援を必要としている人々とは、高齢者のみの世帯や母子・父子家庭、または障害者世帯などです。

また、その他にもなんらかの理由により生活に困っている家庭も対象となる場合もあります。

大洗町社会福祉協議会
ゆっくら健康館1F TEL 029-266-3021

詳しい条件等につきましては、裏面をご覧ください。



☆対象条件☆ 次の4つの条件すべてに該当する世帯になります。

①令和3年10月1日現在で大洗町に6ヶ月以上居住

②世帯全員の町民税が非課税

③世帯の収入が以下の基準額以下であること

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
収入限度額	1,340,000円	2,150,000円	2,580,000円	2,820,000円	3,160,000円

※世帯の収入が生活保護法にいう生活保護基準の1.7倍程度。また、6名以上の世帯の方はお問合せ下さい。

※世帯の収入には遺族年金、及び障害年金も含まれます。受領されている方は年金振込通知書の写しも必要になります。

④下記の内1つに該当する世帯（世帯分離も含む）

- ア. 独居高齢者世帯（70歳以上）
- イ. 高齢者のみの世帯（70歳以上の方のみ）
- ウ. 母子及び父子家庭（未就学児童のみ）
- エ. 準要保護世帯（中学生までの子供のみ）
- オ. 重度障害者手帳（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級）の交付を受けている者がいる世帯（障害者のみ）
- カ. 高齢者と障害者の世帯（高齢者は70歳以上で、障害者はオと同条件）

注）但し、次の世帯は配分対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 生活保護法による保護を受けている世帯
- (2) 配分対象となる者が非在宅（施設入所又は6ヶ月以上の入院等）の世帯
- (3) 配分対象者が死亡した世帯

※本人以外の方でも委任状によって申請可能なので、自分の近くに該当する方や気になる方がいましたら、まずは近くの民生委員、もしくは社会福祉協議会までお問合せ下さい。



受付日時：令和3年10月1日～10月29日

8時30分～17時30分（土・日・祝日は除く）

申請場所：大洗町社会福祉協議会（ゆっくら健康館1階） TEL:029-266-3021

申請方法：次の必要書類に記入、押印をして大洗町社会福祉協議会に申請。

- ①歳末たすけあい援護金配分申請書（様式第1号）
- ②大洗町発行の証明願または町民税非課税証明書等（世帯全員分）

※証明願は役場住民課にて申請・交付。

③障害者世帯は手帳のコピー

※申請書及び証明願は社会福祉協議会の窓口、またはホームページからもダウンロードできます。

※証明願を役場住民課に申請する際は、証明を依頼する方（窓口に行く方）の身分証明書（運転免許証や健康保険証等）が必要になります。また、本人もしくはご家族以外の方が証明をとる場合は委任状が必要となりますので、あらかじめお問合せ下さい。

※申請に対します個人情報は、本事業以外の目的には使用しません。